

見附市教育委員会告示第26号

見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年8月26日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱を改正する要綱

見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱（令和7年見附市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地域子育て支援拠点事業の実施について（令和6年6月28日こ成環第204号）」を「地域子育て支援拠点事業実施要綱（令和6年3月30日付けこ成環第113号こども家庭庁成育局長通知別紙）」に改める。

第4条中「子ども・子育て支援交付金の交付について（令和6年12月24日こ成事第768号）」を「重層的支援体制整備事業交付金交付要綱（令和7年3月11日付け厚生労働省発社援0311第7号、厚生労働省発障0311第5号、厚生労働省発老0311第2号厚生労働事務次官通知別紙）」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市地域子育て支援拠点事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。